

議員提出第7号

名古屋入管死亡事件の真相究明を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月24日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 遠藤 義法

〃 飯島 正義

吉川市議会議長 加藤 克明 様

提案理由 口頭

名古屋入管死亡事件の真相究明を求める意見書

名古屋出入国在留管理局の収容施設でスリランカ人ウィシュマ・サンダマリさんが3月に亡くなった事件で、入管庁最終報告書を公表しました。報告書は「改善すべき点があった」としたものの、なぜ死を防げなかったのか、具体的な検証はありません。

死亡の1カ月以上前から嘔吐を繰り返し、3週間前の尿検査は「飢餓状態」でしたが、内科的処置はおこなわれていません。報告書は、これらの原因を「医療体制の制約」や情報共有・対応の体制の問題としています。しかし、入管職員が、体調不良の訴えは仮放免を得るための「詐病」とみなしたとの記述もあり、体制があっても対応しなかった可能性は否定できません。

各地の入管施設では、体調不良を訴えても診療を認めようとせず、被収容者にまともに向き合わない姿勢が批判されてきました。背景には、医師の判断より施設長の判断を優先させる入管行政の構造上の問題があります。入管施設で医療を受けられず死亡した事例が後を絶たず、職員の暴力・暴言・人権侵害を告発する声も続出していたのに改善されないことは深刻です。ウィシュマさんがものを飲み込めず苦しむ様子をからかう職員がいたことは信じがたい人権意識の欠如です。

今回の報告書で幕引きは許されません。第三者による内部立ち入りを含めた調査、ウィシュマさん死亡前の施設内でのビデオ映像の全面開示、国会での十分な審議をおこない、真相を徹底究明することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

法務大臣